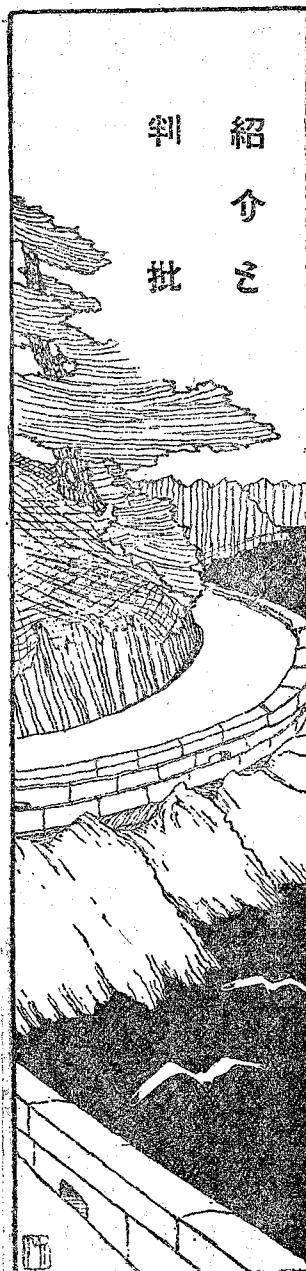


路政新刊批判

田中好



紹介と批判

村上元紀氏著

自動車道及道路鋪装技術

遞信技師兼復興局技師である村上元紀氏の新著である。自動車道対策とでも言はうか兎に角自動車の専用に供する道路を、如何なる政策の下に取扱つたら適當であるかと言ふことを考へてゐた私は、自動車道と言ふ名に着目して急いで讀了した。本書は書名に表はされてゐるやうに、自動車道のことゝ道路鋪装技術に關する見解を收めて、前者を

第一編とし後者を第二編としてゐる、第二編に收められた事は専ら技術に關することで私の専門外に亘るから批評出来ないが、第一編自動車道の中で平素私の關係してゐる點

に就て批評してみたい。

第一編は緒言から路線の選定、道路縦断の選定、曲り道の規定、緩和曲線挿入方法、横断面の設計、路面に働く機械的作用、路面に及ぼす物理的並に化學的現象及道路材料の必要なる條件を詳説され、自動車道法案其の他のものが附録されてゐる。

緒言欄に「自動車道の使命」と題され、之が私をして本書を讀ましむるに至つた最大原因なのである、世上自動車道とか自動車専用道路とか言つて徒に歐米の事例を引證し所謂博識振りを誇つてゐる者もあるが、併し交通政策に立脚して其の道路の使命を考観するときは幾多の難問に遭遇して之が解決に悩まさるゝのである、蓋し一般道路が無償使用主義の下に規律され、夫れを維持して自動車が完全に通行するやうに改良するのが行政廳の任務とされてゐる現在に於て、自動車通行の爲に使用料を徴収する道路を無暗に設定することは、道路無償使用の原則に反するのではないいか、假令夫れが例外的措置としては是認さるゝにしても此

の如き道路を設定することが交通政策上適當であるか、又夫れが適當であるにしても之を如何なる地方に設定するかと言ふ問題は、自動車道の要否を決定する根本問題である。然るに氏は此點に就て否な之を解決すべき自動車道の使命に就て何等言及してゐないのは私をして甚敷失望せしめた、唯だ普通の道路著述に見るやうに自動車の通行する普通道路と鐵道との關係を論じたり、自動車交通の爲に要求される、道路鋪装のことを論じ、大東京區域内に於ける乗合自動車並遊覽自動車の現況を詳述したに止まるのは、氏が自動車道に就て如何なる見解を持つするかを疑ふのである。想ふに自動車道の設定を是認許容すべきは、普通の道路上に於ては自動車の機能を發揮せしむることが出來ない且つ夫れが不經濟なる場合に於て、夫れを救濟するが爲に設定せしむるのであつて、其の道路は一般自動車の通行に供するものが本則で自動車道經營者が乗合自動車事業を經營するか否かと言ふことは必要な條件ではない、此ことが鐵道や軌道と根本的に相違する點であるにも拘らず、氏は之を混

同してゐるやうに察せらるゝのである、其の築造技術に關する點に就ても隨分吾々の見る點と相違し、自動車交通を基礎とする普通道路のことを述べられてゐるやうな心持がある、酷評かも判らないが第二編に收められた道路鋪裝技術と合せて、道路築造方法とでも改題されたならば名實相伴ふ良著と爲るのではないかと察せらるゝ、併し山本享君が序文に保證されてゐる通り著者は多年道路技術に経験を持つ人であるから、本書は定めし其の経験を基礎としてもされたに違ひない、従つて自動車道築造に關する技術よりは、一般道路築造技術に從事する人の一讀を薦める。

土木攻法會編纂

交通土木法規總覽

同僚淺香小兵衛君の責任で編纂したものであつて、軌道地方鐵道無軌條電車及道路自動車専用道路並に自動車保護、自動車取締等に關する法律命令訓令通牒等細大漏す所なく蒐集分類し、殊に法令として公布されてゐないが、行政上

實質的に轄範力ある官廳の内規までも集録してゐる。

書名に交通土木法規と題したのは私共には意義が判らない點であつて、交通に關する總ての法規を集むるのであるならば航空法及之に關連する法規やら海上交通に關する法規を集録すべきに拘はらず夫れが集められてゐない、土木法規とすれば未集録のものが隨分多い、従つて淺香君の編輯方針に疑を容るゝのであるが、多分陸上交通に關する法規を集むる意思であつたのであらう、併し陸上交通に重きを置いたにしても道路に關するものと、鐵道に關するものとを對立せしめて編纂すれば便利であるのに、道路交通の一作用である軌道法規を冒頭に收め次に鐵道道路と言ふ順序に配列したのは解することが出來ない。

併し總てのものが隨分詳細に集録され、殊に基本法の規定に關係ある法令、例規は基本條文の下に其の標題及其の登載頁數を列記して兩者の對照に便ならしめてゐる點などは良く出來てゐる、斯界從事者の爲に多大の利便を供する